

広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件（案）の概要

令和 2 年 12 月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

1. 趣旨・背景

- 加熱式たばこの廃喫煙用具については、一般廃棄物に分類され、市町村が処理責任を負っている。主にプラスチック、金属等で構成されているが、リチウムイオン電池を含むため、一部市町村で適正な処理が困難となっている状況である（不適切な分別等により、処理施設、収集運搬車等の火災の要因となっている。）。
- 製造事業者等は、製品の構造を熟知しており、各部において適切な処理、リサイクルを行うことができる。こうした加熱式たばこの廃喫煙用具については、製造事業者等が主体となって、リサイクルを行うことで、上記問題の解消や資源の有効利用に資する今後の製品設計等への配慮にも繋がることが期待される。
- このような状況を踏まえ、公益社団法人全国都市清掃会議からも、製造事業者等を主体とした適正処理のための枠組み確立を要望されている。

2. 改正の内容

- 1. を踏まえ、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成 15 年 11 月環境省告示第 131 号）において定められている一般廃棄物の広域認定制度※の対象品目として、「加熱式たばこの廃喫煙用具（加熱式たばこの喫煙用具又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）」を追加することとする。

※広域認定制度は、製造事業者等が自社の製品の再生又は処理の工程に関与することで、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の減量その他適正な処理を確保することを目的とした制度である。広域認定制度の対象品目として追加することにより、製造事業者等による自主的な再生利用の取組が一層推進され、また、市町村においても、発火事故等を防止し、安全性を確保した上での適正な処理が期待される。

3. 今後のスケジュール

令和 3 年 1 月下旬 公布・施行